

平成 25 年度高知県地域文化伝承館開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。)第 24 条の規定に基づき、平成 25 年度高知県地域文化伝承館開催事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、第 26 回全国健康福祉祭こうち大会における地域文化伝承館の円滑な開催及び運営を図るため、公益財団法人高知県老人クラブ連合会(以下「補助事業者」という。)が行う地域文化伝承館開催事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第 3 条 補助対象経費、補助率等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方交付税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に 100 分の 25 を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第 6 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更(中止又は廃止を含む。)をする場合は、事前に別記第 2 号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければ

ばならないこと。ただし、事業費の 20 パーセント以内の軽微な減額変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の完了後の翌年度から 5 年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約条項の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について必要があると認めて知事が指示した事項

(補助金の交付の決定の取消し)

第 7 条 知事は、補助事業者が補助事業を実施するに当たり、契約の相手方が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(グリーン購入)

第 8 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(概算払)

第 9 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第 3 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業が終了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の 4 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出に当たって、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第 1

項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）の総額を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（附則）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第2号及び第4号、第7条、第10条第3項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条第1項の申請書の提出は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業の実施に必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	定 額	2 千万円

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。